

★ 一般会計等財務書類

一般会計等財務4表の範囲は、一般会計、墓地事業特別会計となっています。

なお、対象となる会計間で取引があった場合、その収入及び支出をそれぞれの会計から相殺消去しています。

1 一般会計等貸借対照表

年度末（令和3年3月31日）に保有する資産・負債・純資産を示したものです。

資産形成につながる行政活動を反映したストックの状況を示しています。

市が保有している土地や建物などの財産（資産）の合計と、その財産を築くための財源（自己資金や借入金など）の合計を年度末時点で左右に並べ比較した表です。

これにより、現在までに整備された資産の財源構成のうち、将来返済しなければならない負債（他人資本）と、返済を要しない純資産（自己資本）を把握することができます。

表の構成は、左が資産（借方）、右が負債・純資産（貸方）となっており、左右の合計が常に一致してバランスがとれていることから、「バランスシート」とも呼ばれています。

借方（資産）	貸方（財源）
[資産] これまでに取得した資産 （土地、建物、基金、現金等）	[負債] 将来の世代が負担するもの（地方債等） [純資産] これまでの世代が負担したもの （固定資産形成分、余剰（不足）分）

[資産の部]

学校、道路などこれまで積み上げてきた将来の世代に引き継ぐ社会資本や、投資・基金など将来現金化することが可能な財産です。

[負債の部]

地方債や退職手当引当金など、将来の世代が負担するものです。

[純資産の部]

現在までの世代が負担した財産です。

令和2年度末現在の一般会計等貸借対照表の状況は、下記のとおりです。

【資産】	245,075,734 千円
【負債】	51,527,691 千円
【純資産】	193,548,042 千円

資産の内訳は、下記のとおりです。

【固定資産】	231,929,230 千円
【流動資産】	13,146,504 千円

負債の内訳は、下記のとおりです。

【固定負債】	47,736,551 千円
【流動負債】	3,791,140 千円

これらを市民一人当たり換算すると、下記のとおりとなります。

【資産】	4,905 千円
【負債】	1,031 千円
【純資産】	3,874 千円

(※令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口・・・ 49,961 人)

(用語の解説)

用語	説明
【固定資産】	
事業用資産	公共サービスに供されている資産で、インフラ資産、物品以外の資産（庁舎、学校、公民館、市営住宅など）
インフラ資産	道路、河川、上下水道など社会基盤となる資産
建設仮勘定	工事の設計から完了までの期間が複数年度にまたがる場合、工事完了年度以前の年度の有形固定資産への支出等を仮に計上しておくための勘定科目 当該資産が完成した時点で本勘定に振り返る
物品	車両、備品など、地方自治法第239条第1項に規定するもので、取得価格が50万円以上のもの
無形固定資産	ソフトウェアや地上権等の用益物権など
投資その他の資産	有価証券や出資金、基金、積立金など

用 語	説 明
<p>【流動資産】</p> <p>現金預金</p> <p>未収金</p> <p>短期貸付金</p> <p>基金</p> <p>徴収不能引当金</p>	<p>現金や普通預金など</p> <p>税金や使用料などの未収金（債権）</p> <p>貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの</p> <p>財政調整基金など</p> <p>未収金等の金銭債権に対する将来の取立不能見込額</p>
<p>【固定負債】</p> <p>地方債</p> <p>長期未払金</p> <p>退職手当引当金</p> <p>損失補償等引当金</p>	<p>市が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの</p> <p>地方自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外</p> <p>職員全員が退職するものと仮定した場合に必要な退職金の額</p> <p>履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額</p>
<p>【流動負債】</p> <p>1年内償還予定地方債未払金</p> <p>未払費用</p> <p>前受金</p> <p>前受収益</p> <p>賞与等引当金</p> <p>預り金</p>	<p>地方債残高のうち、翌年度に償還予定のもの</p> <p>特定の契約により、既に確定している債務のうち、支払が済んでいないもの</p> <p>一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時点においてすでに提供された役務に対して、未だその対価の支払を終えていないもの</p> <p>基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの</p> <p>一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において、未だ提供していない役務に対して支払を受けたもの</p> <p>基準日時点までの期間に対する期末手当・勤勉手当及びこれらに係る福利厚生費</p> <p>職員給与等から徴収した税金や社会保険料、契約保証金など</p>

貸借対照表の分析

(1) 住民一人当たり資産額

資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり資産額とすることにより、住民にとって分かりやすい情報となるとともに、他団体との比較が容易になります。

$$\begin{aligned} \text{住民一人当たり資産額} &= \frac{\text{資産 (245,075,734 千円)}}{\text{人口 (49,961 人)}} \\ &= 4,905 \text{ 千円} \end{aligned}$$

(2) 有形固定資産の行政目的別割合

有形固定資産の行政目的別（生活インフラ・国土保全、教育、福祉、環境衛生等）の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本形成の比重の把握が可能となります。また、類似団体との比較により資産形成の特徴を把握し、今後の資産整備の方向性を検討するのに役立てることができます。

生活インフラ・国土保全	36.6%	教育	15.1%
福祉	1.4%	環境衛生	1.0%
産業振興	32.0%	消防	1.1%
総務	12.8%		

(3) 歳入対資産比率

当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができます。

$$\begin{aligned} \text{歳入対資産比率} &= \frac{\text{資産 (245,075,734 千円)}}{\text{歳入合計 (48,773,099 千円)}} \\ &= 5.0 \text{ 年} \end{aligned}$$

(4) 資産老朽化比率

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

$$\begin{aligned} \text{資産老朽化比率} &= \frac{\text{償却資産減価償却累計額 (235,293,837 千円)}}{\text{償却資産取得価格等 (402,755,742 千円)}} \\ &= 58.4 \% \end{aligned}$$

(5) 純資産比率

資産合計に占める、純資産の比率を表します。企業会計における自己資本比率に相当するもので、この比率が高いほど、財政状態が健全であるといえます。

$$\begin{aligned} \text{純資産比率} &= \frac{\text{純資産 (193,548,042 千円)}}{\text{資産 (245,075,734 千円)}} \\ &= 79.0 \% \end{aligned}$$

(6) 社会資本等形成の世代間負担比率 (将来世代負担比率)

社会資本等について将来の償還等が必要な負債による形成割合 (公共資産等形成充当負債の割合) を算出することにより、社会資本等形成にかかる将来世代の負担の比重を把握することができます。

$$\begin{aligned} \text{将来世代の負担割合} &= \frac{\text{地方債 (36,265,025 千円)}}{\text{有形・無形固定資産 (225,606,788 千円)}} \\ &= 16.1 \% \end{aligned}$$

(7) 住民一人当たり負債額

負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり負債額とすることにより、他団体との比較が容易となります。

$$\begin{aligned} \text{住民一人当たり負債額} &= \frac{\text{負債 (51,527,691 千円)}}{\text{人口 (49,961 人)}} \\ &= 1,031 \text{ 千円} \end{aligned}$$

(8) 債務償還可能年数

実質債務 (地方債残高等から充当可能基金等を控除した実質的な債務) が償還財源の何年分あるかを示す指標で、債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いといえます。

$$\begin{aligned} \text{償還可能年数} &= \frac{\text{将来負担額 - 充当可能基金残高 (43,217,693 千円)}}{\text{経常一般財源 - 経常経費充当財源等 (4,922,695 千円)}} \\ &= 8.8 \text{ 年} \end{aligned}$$

2 一般会計等行政コスト計算書

行政コスト計算書は、市の経済的な活動に伴うコストと使用料・手数料などの収益を示すものです。

企業会計でいう「損益計算書」にあたるもので、貸借対照表に計上されない人的サービスや給付サービスなどの資産形成につながらない行政サービスに要した費用（コスト）と、それに対する受益者負担分（収益）を、毎会計年度経常的に発生する「経常費用」と「経常収益」、臨時に発生する「臨時損失」と「臨時利益」に区分して表示した財務書類です。

官庁会計の歳入歳出決算書では、資産形成に係る支出や単年度の行政サービスに係る支出は、すべてその年度の歳入歳出として計算していますが、地方公会計制度では、公有財産購入費や地方債償還などの支出は資産の増加や負債の減少であり、費用の発生ではないので、行政コスト計算書には計上されません。

一方、歳入歳出決算書には計上されない減価償却費や退職手当引当金繰入額等は、地方公会計制度では、費用の発生とみなして行政コスト計算書に計上されます。

【経常費用】は、毎会計年度、経常的に発生するもので、人件費や物件費などの業務費用と、扶助費や補助費などの移転費用を記載しています。

【経常収益】は、毎会計年度、経常的に発生する使用料・手数料などの収益を記載しています。

経常費用合計から経常収益合計を差し引いたものが、当該年度の純経常行政コストとなり、その数字に臨時損失と臨時利益の差額を加えたものが純行政コストとなります。

令和2年度の一般会計等行政コスト計算書の状況は、下記のとおりです。

【経常費用】	34,752,962 千円
【経常収益】	1,384,793 千円
【臨時損失】	3,506,342 千円
【臨時利益】	2,521 千円
【純行政コスト】	36,871,990 千円

(※純行政コスト＝経常費用－経常収益＋臨時損失－臨時利益)

経常費用の内訳は、下記のとおりです。(※括弧内は経常費用に占める割合)

【人件費】	5,221,774 千円	(15.0 %)
【物件費等】	8,801,139 千円	(25.3 %)
【その他の業務費用】	1,654,482 千円	(4.8 %)
【移転費用】	19,075,566 千円	(54.9 %)

純行政コストを市民一人当たり換算すると、下記のとおりとなります。

【住民一人当たり純行政コスト】	738 千円
-----------------	--------

(※令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口・・・ 49,961 人)

(用語の解説)

用 語	説 明
【経常費用】	
業務費用	
人件費	職員給与や議員報酬、退職給付費用など
物件費等	備品や消耗品、委託料、施設等の維持補修にかかる経費や固定資産の減価償却費など
その他の業務費用	支払利息、徴収不能引当金繰入額など
移転費用	
補助金等	各種負担金や補助金など
社会保障給付	医療給付などの社会保障費
その他	補填及び賠償金、寄附金など
【経常収益】	
使用料及び手数料	使用料・手数料、営業収益など
その他	受取利息、営業外収益など
【臨時損失】	災害復旧に要する経費、資産の除却や売却により生じた損失など
【臨時利益】	資産の売却により生じた利益など

行政コスト計算書の分析

(1) 住民一人当たり行政コスト

行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳で除して住民一人当たり行政コストとすることにより、行政活動の効率性を測定することができます。

また、類似団体と比較することで、当該団体の効率性の度合いを評価することができます。

$$\begin{aligned} \text{住民一人当たり行政コスト} &= \frac{\text{純行政コスト} \quad (\quad 36,871,990 \text{ 千円})}{\text{人口} \quad (\quad 49,961 \text{ 人})} \\ &= 738 \text{ 千円} \end{aligned}$$

(2) 行政コスト対税収等比率

税収等の一般財源等に対する行政コストの比率を算出することによって、当該年度の税収等のうち、どれだけが資産形成を伴わない行政コストに費消されたのかを把握することができます。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低いといえ、さらに100%を上回ると、過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表します。

$$\begin{aligned} \text{行政コスト対税収等比率} &= \frac{\text{純行政コスト} \quad (\quad 36,871,990 \text{ 千円})}{\text{税収等} \quad (\quad 34,856,700 \text{ 千円})} \\ &= 105.8 \% \end{aligned}$$

(3) 受益者負担の割合

行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスにかかる受益者負担の金額ですので、これを経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。

$$\begin{aligned} \text{受益者負担の負担割合} &= \frac{\text{経常収益} \quad (\quad 1,384,793 \text{ 千円})}{\text{経常費用} \quad (\quad 34,752,962 \text{ 千円})} \\ &= 4.0 \% \end{aligned}$$

3 一般会計等純資産変動計算書

純資産変動計算書は、純資産（資産から負債を差し引いた残り）が、一会計期間にどのように増減したかを明らかにするものです。

「本年度末純資産残高」は、貸借対照表の「純資産合計」と一致します。

「純行政コスト」は、行政コスト計算書の「純行政コスト」と一致します。（純資産変動計算書上はマイナス要因です。）

令和2年度の一般会計等純資産変動計算書の状況は、下記のとおりです。

- 【期首純資産残高】・・・ 204,296,779 千円
- 【当期増減額】・・・ △ 10,748,737 千円
- 【期末純資産残高】・・・ 193,548,042 千円

純資産が減少したのは、有形固定資産等の減少や、貸付金・基金等の減少が主な要因です

資産変動額を市民一人当たり換算すると、下記のとおりとなります。

- 【住民一人当たり純資産変動額】・・・ △ 215 千円
- (※令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口・・・ 49,961 人)

(用語の解説)

用語	説明
財源	
税収等	市税や地方譲与税など
国県等補助金	国や県からの補助金収入
固定資産等の変動	有形固定資産、貸付金、基金など将来世代に対する資産形成の状況
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管替等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など
比例連結割合変更に伴う差額	加入する一部事務組合等において本市の経費負担割合が前年度から変更となった場合の純資産残高の調整額

4 一般会計等資金収支計算書

資金収支計算書は、資金収支の状態（資金利用状況及び資金獲得能力）を明らかにすることを目的としています。

一会計年度における資金収支の状況をその性質に応じて「業務活動収支」、「投資活動収支」及び「財務活動収支」の3つの区分により表示し、どのような要因で資金が増減したかを把握することができます。

「本年度末現金預金残高」は、貸借対照表の「資産の部・流動資産・現金預金」と一致します。

令和2年度の一般会計等資金収支計算書の状況は、下記のとおりです。

【期首資金残高】	・ ・ ・ ・ ・	1,810,937 千円
【当期増減額】	・ ・ ・ ・ ・	377,096 千円
【期末資金残高】	・ ・ ・ ・ ・	2,188,032 千円

期末資金残高を市民一人当たり換算すると、下記のとおりとなります。

【住民一人当たり期末資金残額】	・ ・ ・ ・ ・	44 千円
-----------------	-----------	-------

(※令和3年3月31日現在の住民基本台帳人口 ・ ・ ・ ・ 49,961 人)

(用語の解説)

用 語	説 明
【業務活動収支】	毎年度継続的に発生する行政サービスにかかる収支
業務支出	人件費、物件費、補助費、扶助費等の支出
業務収入	市税、保険料、使用料、手数料等の収入
臨時支出	行政サービスを行う中で、臨時的に発生した支出
臨時収入	行政サービスを行う中で、臨時的に発生した収入
【投資活動収支】	資産形成にかかる収支、投資・貸付等にかかる収支
投資活動支出	公共施設等の固定資産、投資や貸付などの金融資産の形成のための支出
投資活動収入	公共施設等の固定資産形成の財源に充てられた補助金収入、土地などの固定資産の売却収入など
【財務活動収支】	地方債などの借入、償還等にかかる収支
財務活動支出	地方債元金償還にかかる支出など
財務活動収入	地方債発行収入など